

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され就労した後、同年○月○日C所在のD（以下「事業場」という。）に配属され、モーター製造等の業務に従事していたが、請求人によれば、平成○年○月から○月頃に、腱鞘炎と思える痛みが指や手首に出現し、同年○月には両拇指の付け根に凝りや激しい痛みを覚え、両肩や首の周りに凝り、上半身の複数の箇所に疼痛が出現したという。

請求人は、同年○月○日Eクリニックに受診し「左拇指ばね指、頸椎症、関節リウマチ、リウマチ性多発筋痛症」と診断された。

請求人は、「リウマチ性多発筋痛症」（以下「本件傷病」という。）は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、過度な労働によるストレスにより本件傷病を発症したと主張するので、以下検討する。

(2) 請求人に発症したとする本件傷病について、F医師は、「頰、肩を中心とする強い痛みとCPR陽性で本件傷病と関節リウマチを疑っていたが、G医院で加療されており十分な確定診断に至っていない。」と述べ、確定診断には至っていないとしており、G医院院長は、労働基準監督署担当官からの意見書依頼に対して、「本件傷病は労働災害ではないので、意見書は書かない。」として、本件傷病との診断について回答を避けている。また、H医師は、「CRP検査に炎症反応が確認できること及び頰から両肩、両手の痛みを請求人が訴えていることから本件傷病との診断に至ったものと思われる。これ以上は、詳しい検査内容や診察を行っていないため確定診断は不明である。」と述べており、さらに、I医師は、「頰、肩を中心とする強い痛みという症状と血液検査の結果やテロイド内服が症状に効いたことより、診断として本件傷病が最も妥当と考えるが、関節リウマチなどの他疾患の可能性を除外できるものではない。」と述べている。

以上の医証から、当審査会としても、請求人が主張する頰、肩を中心とする痛み等の症状は、確定診断までには至らないものの、本件傷病による可能性が高いものと判断する。

(3) ところで、本件傷病については、H医師は「稀に若年者にも発症するが、一

一般的に50歳以上の高齢者に発症する疾患で発症原因については不明である。」と述べ、またI医師は、「本件傷病の病因は、いまだに明らかになっていない。」と述べており、さらに、審査官が収集した医学文献においても本件傷病は原因不明とされているように、本件傷病の発症機序は医学的に明らかにされているものではない。

一方で、請求人は、過度な労働によるストレス等により体内で作られたステロイド・ホルモンを端緒とした発症機序を王張しているところであるが、請求人自身もその主張する発症機序を「仮説」としており、さらに、I医師は、「免疫機能を抑制し、低下させるステロイド剤内服が一般にリウマチ性多発筋痛症には著効し、今回の請求人の症状にも効果を示したことにより、請求人の免疫低下による労働災害という仮説は誤りであると考えられる。」と述べている。当審査会としては、I医師が指摘するように請求人の主張には矛盾する点がみられ、医学的に認められたものではないところであり、採用することはできないと判断する。

したがって、請求人の主張する症状が上記(2)のとおり本件傷病によるものであるとしても、本件傷病は、その発生機序が明らかにされたものではなく、G医院院長が「本件傷病は労働災害ではない。」と述べ、H医師が「業務が主因になることはない。」と述べ、さらに、I医師は、「本件傷病や関節リウマチなどは、遺伝的素因に環境因子が加わって発症すると考えられている。リウマチ性疾患が、ある労働により増加するとの因果関係は明らかになっておらず、現段階では本件傷病や関節リウマチの発症が労働災害として認定されることは困難と考えられる。」と述べていることから、当審査会においても、請求人が従事していた業務と本件傷病との因果関係を認めることはできないものと判断する。

(4) なお、請求人は、標準作業以外の作業として手直し作業を行っていたことから作業量が増加し過度な労働になり本件傷病を発症した旨主張しているが、手直し作業を行うことにより他の労働者に比べ具体的にどの程度作業が増えたのかは請求人自身も分からないと述べ、会社関係者の申述など一件資料からも、請求人が手直し作業をどの程度行っていたかは明確ではないものの、請求人が長時間労働に従事していた事実も認められず、また、請求人の担当していた作業及び全体の作業のいずれも滞って支障が生じていたという状況も認められないことから、過度な労働に従事していたと認めることはできない。

また、請求人は作業が滞らないよう作業速度をあげるなど努力をしていたことで負担が生じていたとも主張しているが、そのことのみをもって過重な労働に従事していたと認めることは困難である。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。